



神奈川労働局 発表
平成 21 年 7 月 30 日

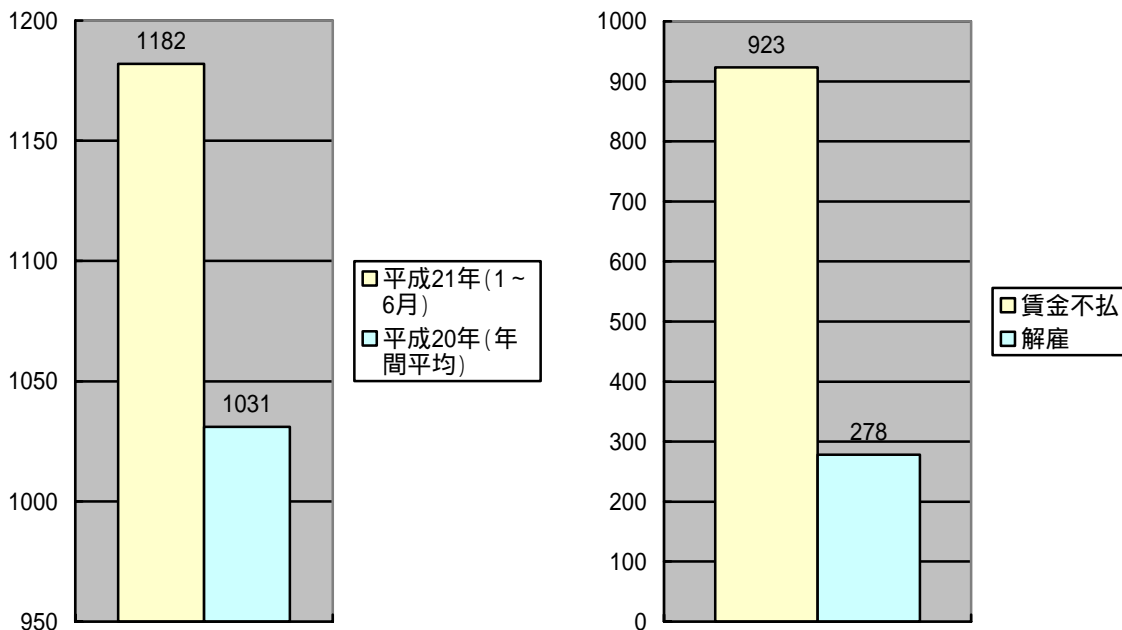
神奈川労働局労働基準部
監督課長 久富 康生
監察監督官 古屋 強
電話 045 (211) 7351

- 賃金不払、解雇の受案件数は昨年を上回るペースに - 平成 21 年上半期の申告事案の概要

神奈川労働局(局長 八田雅弘)管下 12 労働基準監督署が平成 21 年 1 月から 6 月までに受理した賃金不払や解雇などの申告事案は、1,182 件であり、過去 20 年で最高であった昨年の件数を 1 割以上上回るペースで増加している。

また、申告事案については、賃金不払事案が 8 割弱を占め、解雇が 2 割強を占めている。

神奈川労働局においては、このように申告事案が増加していることを踏まえ、その処理について最優先に対応することとしているほか、企業倒産等の事案については、必要に応じて未払賃金立替払制度を適用することとしている。また、重大・悪質な事案については、送検手続をとるなど厳正に対処する方針である。



注： 申告とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令に係る違反事実の通告がなされ、同通告を受けた労働基準監督機関は、通告された違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善を図らせることにより労働者の救済を行うことをいう。